

やまがた省エネ家電買換えキャンペーン企画運営業務委託 企画提案公募要領

1 目的

この要領は、「やまがた省エネ家電買換えキャンペーン企画運営業務委託」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務名

やまがた省エネ家電買換えキャンペーン企画運営業務

(2) 業務内容

「やまがた省エネ家電買換えキャンペーン企画運営業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

(4) 提案上限額

136,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 契約相手方の選定

本業務は、公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を契約予定者とする。

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、滞納がないものとみなす。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。
⑧ 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
⑨ 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001(ISO/IEC27001)の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用承諾を受けていること。

(2) 共同企業体として参加する場合

- ① 共同企業体協定書を締結していること。
② 共同企業体の全ての構成員が④(1)①から⑧までの要件を満たしていること。④(1)⑨の要件については、当該業務のうち個人情報を取り扱う業務を担う構成員が満たしていること。
③ 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件企画提案に参加していないこと。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき

5 提出書類及び提出方法等

以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

〈単独事業者の場合〉

- ① 参加申込書（様式第1号）
② 応募条件に係る宣誓書（様式第2号）
③ 企画提案書（様式第3号）
④ 様式第3号に添付する企画提案書

〈共同企業体の場合〉

- ① 参加申込書（共同企業体用）（様式第1－2号）
② 事業者概要書（構成員用）（様式第1－3号）※構成員ごとに提出
③ 応募条件に係る宣誓書（様式第2号）※構成員ごとに提出
④ 企画提案書（様式第3号）
⑤ 様式第3号に添付する企画提案書
⑥ 共同企業体協定書（様式第4号）

【添付書類】

（様式第1号関係）

ア 会社概要等がわかるパンフレット等

イ 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書又はこれに類する書類

ウ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する次の書類（非課税のものを除く。）

(ア) 山形県税

山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。非課税のものを除き、提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

(イ) 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において、発行日から3箇月以内のもの。）

エ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類

※ イからエの書類については、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

(2) 書類の提出期限

① 参加申込書（様式第1号）、応募条件に係る宣誓書（様式第2号）

※共同企業体の場合は、参加申込書（共同企業体用）（様式第1－2号）、事業者概要書（構成員用）（様式第1－3号）、応募条件に係る宣誓書（様式第2号）、共同企業体協定書（様式第4号）

令和8年2月24日（火）午後5時

② 企画提案書（様式第3号）

令和8年3月9日（月）午後5時

(3) 提出先

「11 担当部局」へ提出すること

(4) 提出方法

電子メールによる。

① ファイル形式はPDFとし、電子メールの件名を「やまがた省エネ家電買換えキャンペーン企画運営業務に係る参加申込書（企画提案書）の提出」とすること。

② 電子メールの送信後、「11 担当部局」あて電話にて当該電子メールの受信確認を行うこと。

③ ファイル容量が10MBを超えるものについては、ファイル転送サービスを利用すること。

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとし、以下の事項について記載すること。

① 実施方針

② 「仕様書」に定める「4 業務内容」に基づく企画の内容

③ 業務の実施体制

本業務を円滑に実施するための実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）を記載すること。

④ 業務の実施スケジュール

本業務の全工程を記載すること。

⑤ 事業経費見積書

基本仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載した事業経費見積書（様式第5号）を添付すること。また、消費税及び地方消費税

額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(6) これまでの業務実績

類似業務の実績がある場合は、官民を問わず、これまで実施した代表的な事業がわかる資料を添付すること。また、過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること

(6) その他

- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・企画提案書は様式第3号に添付して提出すること。
- ・企画提案書はA4判の30頁以内（表紙を含む）とし、各頁下部に通し番号を印字した上で目次を付けること。

6 企画提案作成等に関する質問・問い合わせについて

(1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「やまがた省エネ家電買換えキャンペーン企画運営業務委託に係る質問書（様式第6号）」により行うこと。

(2) 質問書の提出は電子メールにより行うものとし、件名を「やまがた省エネ家電買換えキャンペーン企画運営業務への問合せ」として、「11 担当部局」あてに送信すること。また、電子メールの送信後、同部局あて電話にて当該電子メールの受信確認を行うこと。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

(3) 質問書の受付期間

令和8年2月24日（火）午後5時までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、山形県ホームページ上、公募要領掲載ページに掲載する。ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

7 最優秀提案者の決定方法等

(1) 審査方法

県は、企画提案者の中から本業務の受託候補者を選定するため、次のとおり企画審査会を開催する。詳細は別途通知する。

審査は、事前に提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションを基に、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う（オンラインの場合はMicrosoft Teamsの活用を想定）。各審査員の審査結果を集計し、平均点が60点以上の企画のうち、各委員の評価点の順位の合計が最小の提案者を最優秀提案者として選定し、次点の評価を受けた提案者を次点者として選定する。順位の合計が最小の提案者が複数いる場合は、委員間の協議により最優秀提案者及び次点者を選定する。提案者が1者のみである場合も同様の審査を行う。

提案者がない場合には、一旦企画提案公募の実施を中止し、業務の内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

なお、提案者が多数（概ね4者以上）となり円滑な審査に支障が生ずると県が判断した場合等は、書類による1次審査を実施する場合がある。

(2) 評価項目、評価の視点、配点

別表のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、各企画提案者に書面で通知する。ただし、点数等の詳細は非公表とする。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 審査会の開催 令和8年3月中旬（参加申込の受領後、別途通知する）
- (2) 審査結果の通知 令和8年3月下旬
- (3) 契約締結 令和8年4月上旬

9 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、山形県環境エネルギー部所管事業指名業者選定審査会の審査を経た上で、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととし、委託の内容は、当該契約書によるものとする。
- (4) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ県と協議のうえ、県の承認を得たうえで変更することができるものとする。

10 その他

- (1) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。
- (2) 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。
- (3) この要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に提出すること。
- (6) 募集及び契約については、発注者の都合により中止する場合がある。

11 担当部局

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁7階

電話：023-630-3162

FAX：023-630-2133

E-mail: ykanki#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変更の上送信すること。